明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（七〇）　六
〔政　令〕
○令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三一八）　二
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一九）　三
○放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める政令（三二〇）　三
〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二一）　四
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第一項の規定による立入検査をする中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（経済産業一六九）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター・独立行政法人中小企業基盤整備機構）関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八四
会社その他
会社決算公告　二八
三四

本号で公布された法令のあらまし

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（法律第七〇号）（こども家庭庁）

1　昭和二三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成三一年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第一三条及び第一四条第一項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定することとした。（前文関係）

2　総則

(一)　趣旨

この法律は、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間において施行されていた優生保護法をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

イ　昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に、旧優生保護法第三条第一項、第一〇条又は第一三条第二項の規定により行われた優生手術（母体の保護のみを理由として旧優生保護法第三条第一項の規定により行われた優生手術を除く。）

ロ　イのほか、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に日本国内において行われた優生手術等（イ)から(ニ)までに掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

(イ)　母体の保護

(ロ)　子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

(ハ)　本人が子を有することを希望しないこと。

(ニ)　(ハ)に掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること。

(3)　この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいうこととした。（第二条第三項関係）

イ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた日（ロにおいて「手術日」という。）からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者

ロ　手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

(4)　この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

イ　昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に、旧優生保護法第一二条第一項、第一四条第一項又は第一五条の規定により行われた人工妊娠中絶（母体の保護又は暴行等により姦淫されて妊娠したことのみを理由としてこれらの規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

ロ　イのほか、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第二条第二項に規定する人工妊娠中絶をいう。5(一)において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

(イ)　らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第一四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

(ロ)　イの人工妊娠中絶を受けた者又は(イ)の者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

3　補償金等の支給

(一)　補償金の支給

(1)　補償金の支給

イ　国は、この法律の定めるところにより、次に掲げる者に対し、補償金を支給することとした。（第三条第一項関係）

(イ)　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者

(ロ)　特定配偶者

ロ　イ(イ)又は(ロ)の者が死亡したときは、その者の補償金の支給を請求することができることとした。（第三条第二項関係）

ハ　補償金の支給を受けることができる遺族は、イ(イ)又は(ロ)の者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曽孫又は甥姪とすることとした。（第三条第三項関係）

ニ　補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、ハに規定する順序によることとした。（第三条第四項関係）

ホ　補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととした。（第三条第五項関係）

(2)　補償金の額

補償金の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすることとした。（第四条関係）

イ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者　一、五〇〇万円

ロ　特定配偶者　五〇〇万円

(3)　補償金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（(一)において「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給することとした。（第五条第一項関係）

ロ　イの補償金の支給の請求（(一)において単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができることとした。（第五条第二項関係）

ハ　請求は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過したときは、することができないこととした。（第五条第三項関係）

(4)　請求書の提出等

イ　請求をしようとする者は、内閣総理大臣（都道府県知事を経由してされる場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯等を記載した請求書（ロ及び(5)において単に「請求書」という。）を提出しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

ロ　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならないこととした。（第六条第二項関係）

(5)　請求に係る都道府県知事及び内閣総理大臣による調査

イ　都道府県知事による調査

(イ)　請求書の提出を受けた場合の調査

①　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとすることとした。（第七条第一項関係）

②　都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとすることとした。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、その内容を内閣総理大臣に通知するものとすることとした。（第七条第二項及び第三項関係）

(ロ)　内閣総理大臣から通知を受けた場合の調査

①　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨をａ又はｂに定める都道府県知事に通知するものとすることとした。（第七条第四項関係）

ａ　都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき　当該都道府県の知事

b　都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき　当該都道府県の知事

②　(イ)は、①の通知を受けた都道府県知事について準用することとした。（第七条第五項関係）

(ハ)　公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、(イ)又は(ロ)②の調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第七条第六項関係）

ロ　内閣総理大臣による調査

内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第八条関係）

(6)　請求に係る審査

イ　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が2㈡(2)イに該当するものを受けた者であることを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第一項関係）

ロ　イのほか、内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が2㈡(3)イ又はロのいずれかの者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第二項関係）

ハ　イ及びロのほか、内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第九条第三項関係）

ニ　審査会は、イからハまでにより審査を求められたときは、その審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならないこととした。（第九条第四項関係）

ホ　審査会は、ニの審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第九条第五項及び第六項関係）

ヘ　審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとすることとした。（第九条第七項関係）

ト　内閣総理大臣は、ニによる通知があった審査会の審査の結果に基づき、認定を行うものとすることとした。（第九条第八項関係）

㈡　優生手術等一時金の支給

(1)　優生手術等一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給することとした。（第一〇条関係）

(2)　優生手術等一時金の額

優生手術等一時金の額は、三二〇万円とすることとした。（第一一条関係）

(3)　優生手術等一時金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給することとした。（第一二条第一項関係）

ロ　イの優生手術等一時金の支給の請求について、㈠(3)イ及びロを準用することとした。（第一二条第二項関係）

(4)　支払未済の優生手術等一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が(3)イの優生手術等一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第一三条第一項関係）

(5)　補償金に関する規定の準用

(3)イの優生手術等一時金の支給の請求について、㈠(4)から(6)までを準用することとした。（第一四条関係）

㈢　人工妊娠中絶一時金の支給

(1)　人工妊娠中絶一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給することとした。（第一五条関係）

(2)　人工妊娠中絶一時金の額

人工妊娠中絶一時金の額は、二〇〇万円とすることとした。（第一六条関係）

(3)　人工妊娠中絶一時金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給することとした。（第一七条第一項関係）

ロ　イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求について、㈠(3)ロ及びハを準用することとした。（第一七条第二項関係）

(4)　支払未済の人工妊娠中絶一時金

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が(3)イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給することとした。（第一八条第一項関係）

(5)　補償金に関する規定の準用

(3)イの人工妊娠中絶一時金の支給の請求について、㈠(4)から(6)までを準用することとした。（第一九条関係）

㈣　支給の調整

(1)　既に支給を受けた補償金との調整

イ　重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。(1)において同じ。）に係る特定配偶者補償金（特定配偶者として受ける補償金をいう。ロにおいて同じ。）は、当該重複該当者に係る本人補償金（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として受ける補償金をいう。ロにおいて同じ。）が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しないこととした。（第二〇条第一項関係）

ロ　重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、㈠(2)イの額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給することとし、特定配偶者補償金として既に支給された額が㈠(2)イの額以上となるときは、支給しないこととした。（第二〇条第二項関係）

(2)　損害賠償との調整

イ　補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れることとした。（第二〇条第一項関係）

ロ　国が国家賠償法その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れることとした。（第二一条第二項関係）

(3)　優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整

イ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しないこととした。（第二二条第一項関係）

ロ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、㈡(2)の額から㈢(2)の額を控除した額を支給することとした。（第二二条第二項関係）

(五)　雑則

(1)　関係機関等の協力

イ　関係機関は、都道府県知事から調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

ロ　関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、内閣総理大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこととした。（第二三条第二項関係）

(2)　補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等

イ　国及び地方公共団体は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとすることとした。（第二四条第一項関係）

ロ　国及び都道府県は、相談支援その他補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとすることとした。（第二四条第二項関係）

ハ　イ及びロの措置を講ずるに当たっては、国及び地方公共団体は、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとすることとした。（第二四条第三項関係）

(3)　補償金等に係る非課税等

補償金等に係る譲渡等を禁止し、非課税等の規定を設けることとした。（第二六条及び第二七条関係）

4　旧優生保護法補償金等認定審査会（第二八条～第三二条関係）

㈠　こども家庭庁に、審査会を置くこととした。

㈡　審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織することとした。

㈢　委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

㈣　その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

5　調査及び検証等並びに周知

㈠　調査及び検証等

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとすることとした。（第三三条関係）

㈡　この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとすることとした。（第三四条関係）

6　雑則

㈠　費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすることとした。（第三五条関係）

(1)　認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。(2)において同じ。）

(2)　3㈠(5)ロ又は(6)ホの医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

㈡　事務費の交付

国は、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することとした。（第三六条関係）

㈢　独立行政法人福祉医療機構への事務の委託

(1)　内閣総理大臣は、補償金等（㈠の費用を含む。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができることとした。（第三九条関係）

(2)　政府は、予算の範囲内において、(1)により業務の委託を受けた機構に対し、(1)の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとすることとした。（第四一条関係）

㈣　内閣府令への委任

補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定めることとした。（第四二条関係）

7　施行期日等

㈠　補償金等の請求の期限の検討

補償金等の請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　その他

必要な経過措置を設け、他法改正その他の所要の規定を整備することとした。（附則第三条～第一〇条関係）

㈢　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三一八号）（内閣府本府）

1　令和六年八月一〇日から同月一三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一九号）（厚生労働省）

1　匿名医療保険等関連情報利用者（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第一七条の二第一項の匿名医療保険等関連情報利用者をいう。以下同じ。）が納付すべき手数料について、㈠及び㈡の額を合算した額とすることとした。ただし、匿名医療保険等関連情報（法第一六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の抽出（匿名医療保険等関連情報から、匿名医療保険等関連情報利用者に提供する特定の匿名医療保険等関連情報を出力し、加工することをいう。㈢及び㈣において同じ。）をして提供する場合、㈢及び㈣の額を加えた額とすることとした。（第一条第一項関係）

㈠　一六万二、一〇〇円の範囲内で、匿名医療保険等関連情報の提供に当たり行う法第一六条の二第三項の意見の聴取等に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額

㈡　匿名医療保険等関連情報の提供の申出の内容の確認に関する事務に要する時間一時間までごとに八、六〇〇円

㈢　匿名医療保険等関連情報の抽出に要する時間一時間までごとに五万八、三〇〇円の範囲内で厚生労働大臣が定める額

㈣　匿名医療保険等関連情報の抽出に要する記憶容量一ギガバイトまでごとに二、七〇〇円の範囲内で厚生労働大臣が定める額

2　厚生労働大臣が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法第二条第四項のクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを利用する場合、その利用する期間六月までごとに、利用する者一人当たり五三五万五、二〇〇円の範囲内で当該情報システムの利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額（当該情報システムの付加機能を利用する場合、当該機能の利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額を加えた額）を加えた額とすることとした。（第一条第二項関係）

3　匿名医療保険等関連情報利用者のうち、手数料の減免の対象となる者を次のとおり定めることとした。（第一条の二第一項関係）

㈠　都道府県その他の法第一六条の二第一項第一号の者

㈡　法第一六条の二第一項第二号の者のうち、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所等の国民保健の向上に密接な関連がある業務として厚生労働省令で定める業務を行う公共法人（法人税法第二条第五号の公共法人をいう。）又は公益法人等（同法第二条第六号の公益法人等をいう。）であって厚生労働省令で定めるもの

㈢　法第一六条の二第一項第二号又は第三号の者のうち、同項第二号又は第三号に定める業務であって、次の補助金等を充てて行うもの（㈣の(5)及び４の㈡において「補助研究等」という。）を行うもの

(1)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（４の㈡において「補助金等適正化法」という。）第二条第一項の補助金等（４の㈡において「補助金等」という。）

(2)　地方自治法第二三二条の二（同法第二八三条第一項により適用する場合を含む。）により地方公共団体が支出する補助金

(3)　独立行政法人日本学術振興会法第一五条第一号の業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金又は資金

(4)　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第一六条第三号の業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金

㈣　法第一六条の二第一項第二号又は第三号の者のうち、次の者からそれぞれ次に掲げる業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。４の㈢において同じ。）を受けたもの

(1)　国立研究開発法人科学技術振興機構　国立研究開発法人科学技術振興機構法第二三条第一項第一号から第三号までの業務のいずれかに該当する業務

(2)　独立行政法人日本学術振興会　独立行政法人日本学術振興会法第一五条第三号又は第四号の業務に該当する業務

(3)　㈠の者　法第一六条の二第一項第一号に定める業務

(4)　㈡の者　㈡の厚生労働省令で定める業務

(5)　㈢の者　補助研究等

㈤　㈠から㈣までの者のみにより構成されている団体

4　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が次の者のいずれかの場合、手数料の額から当該額の二分の一に相当する額（以下「二分の一相当額」という。）を減額することとした。（第一条の二第二項関係）

㈠　３の㈡の者

㈡　３の㈢の者のうち、厚生労働大臣が交付する補助金等又は当該補助金等を財源とした補助金等適正化法第二条第四項の間接補助金等を充てて行う補助研究等以外の補助研究等を行うもの

㈢　３の㈣の(1)、(2)、(4)又は(5)の者（㈡の者から委託を受けた者に限る。）

㈣　３の㈤の者のうち、㈠から㈢までの者のいずれかを構成員とする団体

5　４の者に対して４による減額後の手数料の額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣が定めるところにより、当該減額後の手数料の額から、㈠の額から㈡の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の範囲内の額を減額することができることとした。（第一条の二第三項関係）

㈠　二分の一相当額

㈡　五〇万円と、１及び２により算定した手数料の額（その額が一〇〇万円に満たないときは、一〇〇万円）から一〇〇万円を控除した額に一〇〇分の五を乗じて得た額との合算額

6　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が３の者のうち４の者のいずれにも該当しないものである場合、手数料を免除することとした。（第一条の二第五項関係）

7　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第七項関係）

㈡　この政令は、令和六年一一月一日から施行することとした。

◇放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める政令（政令第三二〇号）（総務省）

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三六号）附則第四条第一項の政令で定める日は、令和六年一〇月三一日とすることとした。

法　律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　補償金等の支給
第一節　補償金の支給（第三条―第九条）
第二節　優生手術等一時金の支給（第十条―第十四条）
第三節　人工妊娠中絶一時金の支給（第十五条―第十九条）
第四節　支給の調整（第二十条―第二十二条）
第五節　雑則（第二十三条―第二十七条）
第三章　旧優生保護法補償金等認定審査会（第二十八条―第三十二条）
第四章　調査及び検証等並びに周知（第三十三条・第三十四条）
第五章　雑則（第三十五条―第四十二条）
附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成三十一年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第十三条及び第十四条第一項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、最高裁判所令和四年（受）第一〇五〇号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和四年（受）第一四一号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和五年（受）第一三一九号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和五年（受）第一三二三号同六年七月三日大法廷判決及び最高裁判所令和五年（オ）第一三四一号、同年（受）第一六八二号同六年七月三日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）をいう。

２　この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいう。

一　昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

二　昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十一号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

三　昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

四　平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた優生手術等（次に掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

イ　母体の保護

ロ　子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ　本人が子を有することを希望しないこと。

ニ　ハに掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること。

3　この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいう。

一　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた日（次号において「手術日」という。）からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者

二　手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

4　この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいう。

一　昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

二　昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十一号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

三　昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

四　平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第二条第二項に規定する人工妊娠中絶をいう。第三十三条において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

イ　らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ　前各号に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

第二章　補償金等の支給

第一節　補償金の支給

（補償金の支給）

第三条　国は、この法律の定めるところにより、次に掲げる者に対し、補償金を支給する。

一　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者

二　特定配偶者

2　前項各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができる。

3　補償金の支給を受けることができる遺族は、第一項各号に掲げる者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六条第一項第二号イ及び第十三条第一項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曽孫又は甥姪（おいめい）とする。

4　補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。

5　補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（補償金の額）

第四条　補償金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者　千五百万円

二　特定配偶者　五百万円

（補償金に係る認定等）

第五条　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2　前項の補償金の支給の請求（以下この節において単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

3　請求は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過したときは、することができない。

（請求書の提出等）

第六条　請求をしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣（当該請求が前条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあっては、当該都道府県知事）に、次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）を記載した請求書（次項及び次条において単に「請求書」という。）を提出しなければならない。

一　請求をする者の氏名及び住所又は居所

二　請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者以外の者であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名及びその者の配偶者であった期間

ロ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名及びその者との関係

ハ　特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合　イに定める事項並びに当該特定配偶者の氏名及び当該特定配偶者との関係

三　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
四　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）
五　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯
六　その他内閣府令で定める事項

2　都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第七条　都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

2　都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。第三十七条において同じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第二十四条第三項において同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。

3　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

4　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。

一　第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき　当該都道府県の知事

二　都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき　当該都道府県の知事

5　第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

6　都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による調査）

第八条　内閣総理大臣は、第五条第一項の認定（次項及び次条第八項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条第五項及び第七項において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2　内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第九条　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

2　前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第二条第三項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る特定配偶者が同項各号のいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る特定配偶者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

4　旧優生保護法補償金等認定審査会は、前三項の規定による審査を求められたときは、第一項に規定する請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、第二項に規定する請求に係る特定配偶者が同条第三項各号に掲げる者に該当するかどうか及び前項に規定する請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5　旧優生保護法補償金等認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法補償金等認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

6　旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7　旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

8　内閣総理大臣は、第四項の規定による通知があった旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第二節　優生手術等一時金の支給

（優生手術等一時金の支給）

第十条　国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給する。

（優生手術等一時金の額）

第十一条　優生手術等一時金の額は、三百二十万円とする。

（優生手術等一時金に係る認定等）

第十二条　内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給する。

2　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の優生手術等一時金の支給の請求（次条第一項及び第十四条において単に「請求」という。）について準用する。

（支払未済の優生手術等一時金）

第十三条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2　前項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同一生計遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3　第一項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（補償金に関する規定の準用）

第十四条　第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第三節　人工妊娠中絶一時金の支給

（人工妊娠中絶一時金の支給）

第十五条　国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

（人工妊娠中絶一時金の額）

第十六条　人工妊娠中絶一時金の額は、二百万円とする。

（人工妊娠中絶一時金に係る認定等）

第十七条　内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

2　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求（次条第一項及び第十九条において単に「請求」という。）について準用する。

（支払未済の人工妊娠中絶一時金）

第十八条　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2　第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の人工妊娠中絶一時金の支給について準用する。

（補償金に関する規定の準用）

第十九条　第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第四節　支給の調整

（既に支給を受けた補償金との調整）

第二十条　重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。以下この条において同じ。）に係る特定配偶者補償金（特定配偶者として受ける補償金をいう。次項において同じ。）は、当該重複該当者に係る本人補償金（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として受ける補償金をいう。同項において同じ。）が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しない。

2　重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、第四条第一号に定める額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給する。ただし、特定配偶者補償金として既に支給された額が同号に定める額以上となるときは、支給しない。

（損害賠償との調整）

第二十一条　補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の塡補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の塡補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れる。

2　国が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

（優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整）

第二十二条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しない。

2　旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、第十一条に定める額から第十六条に定める額を控除した額を支給する。

第五節　雑則

（関係機関等の協力）

第二十三条　関係機関は、第七条第二項（同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2　関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第七条第六項、第八条第二項又は第九条第六項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

（補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者並びにこれらの者の遺族並びに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対し補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2　国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援その他第五条第一項の補償金の支給の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3　前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

（不正利得の徴収）

第二十五条　偽りその他不正の手段により補償金等の支給を受けた者があるときは、内閣総理大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金等の価額の全部又は一部を徴収することができる。

２　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（譲渡等の禁止）

第二十六条　補償金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（非課税）

第二十七条　租税その他の公課は、補償金等を標準として課することができない。

第三章　旧優生保護法補償金等認定審査会

（審査会の設置）

第二十八条　こども家庭庁に、旧優生保護法補償金等認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（審査会の組織）

第二十九条　審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

２　委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

３　委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十条　審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

３　審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任期）

第三十一条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（政令への委任）

第三十二条　この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　調査及び検証等並びに周知

（調査及び検証等）

第三十三条　国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。

（この法律の趣旨及び内容についての周知）

第三十四条　国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章　雑則

（費用の負担）

第三十五条　次に掲げる費用として内閣府令で定めるものは、内閣府令で定める基準により、国庫の負担とする。

一　第五条第一項又は第十二条第一項の認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。）（同号に該当するものを除く。）

二　第八条第一項又は第九条第五項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

（事務費の交付）

第三十六条　国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

（戸籍事項の無料証明）

第三十七条　市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長）は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（事務の区分）

第三十八条　第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

第三十九条　内閣総理大臣は、補償金等（第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第四十一条において「機構」という。）に委託することができる。

（旧優生保護法補償金等支払基金）

第四十条　前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金等の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金等支払等業務」という。）に要する費用（補償金等支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法補償金等支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

２　基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

（交付金）

第四十一条　政府は、予算の範囲内において、第三十九条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金等支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（内閣府令への委任）

第四十二条　この法律に定めるもののほか、補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（請求の期限の検討）

第二条　第五条第三項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する請求の期限については、この法律の施行後における第五条第一項の補償金の支給の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

（処分等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなす。

（旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命に関する経過措置）

第四条　新法第二十九条第二項の規定による旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2　施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法第十九条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（調査等に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に旧法第二十一条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第三十三条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなす。

（旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に存する旧法第二十八条第一項の規定による旧優生保護法一時金支払基金は、新法第四十条第一項の規定による旧優生保護法補償金等支払基金とみなす。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の項を削り、同表に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）	第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第九条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三の見出し中「一時金」を「補償金等」に改め、同条第一項第一号中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号」に、「旧優生保護法一時金支給法」を「旧優生保護法補償金等支給法」に、「第三条の一時金」を「第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第二号中「旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金」を「旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第三号中「旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号」を「旧優生保護法補償金等支給法第三十五条各号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「（旧優生保護法補償金等支払基金）」に改め、同条第一項中「旧優生保護法一時金支払基金」を「旧優生保護法補償金等支払基金」に、「旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項」を「旧優生保護法補償金等支給法第四十条第二項」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号を次のように改める。

十五　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の規定による補償金等の支給等に関すること。

第六条第二項中「旧優生保護法一時金認定審査会」に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿

政　令

令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十八号

令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　岩手県下閉伊郡岩泉町 ロ　岩手県宮古市	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、令和六年台風第五号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第二項及び第三項において」を「以下」に改め、「手数料」の下に「（以下単に「手数料」という。）」を加え、「匿名医療保険等関連情報（法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに九千円」を「第一号及び第二号に掲げる額を合算した額（以下この項において「基本額」という。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、匿名医療保険等関連情報（法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の抽出（匿名医療保険等関連情報から、匿名医療保険等関連情報利用者に提供する特定の匿名医療保険等関連情報を出力し、加工することをいう。第三号及び第四号において同じ。）をして提供する場合には、第三号及び第四号に掲げる額を基本額に加えた額とする。

一　十六万二千百円を超えない範囲内において、匿名医療保険等関連情報の提供に当たり行う法第十六条の二第三項に規定する意見の聴取等に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額

二　匿名医療保険等関連情報の提供の申出の内容の確認に関する事務に要する時間一時間までごとに八千六百円

三　提供する匿名医療保険等関連情報の抽出に要する時間一時間までごとに五万八千三百円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額

四　提供する匿名医療保険等関連情報の抽出に要する記憶容量一ギガバイトまでごとに二千七百円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額

第一条第二項中「前項の」を削り、同項ただし書中「次条第三項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　匿名医療保険等関連情報利用者が厚生労働大臣が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムを利用する場合における手数料の額は、当該情報システムを利用する期間六月までごとに、当該情報システムを利用する者一人当たり五百三十五万五千二百円を超えない範囲内において当該情報システムの利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額（当該情報システムに付加されている機能を利用する場合には、当該額に当該機能の利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額を加えた額）を、前項の規定により算定した額に加えた額とする。

第一条の二の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　法第十六条の二第一項第二号に掲げる者のうち、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立高度専門医療研究センターその他の国民保健の向上に密接な関連がある業務として厚生労働省令で定める業務を行う公共法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人をいう。）又は公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）であって厚生労働省令で定めるもの

三　法第十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、同項第二号又は第三号に定める業務であって次に掲げる補助金その他の資金を充てて行うもの（次号ホ及び次項第二号において「補助研究等」という。）を行うもの

イ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。次項第二号において「補助金等適正化法」という。）第二条第一項に規定する補助金等（同号において「補助金等」という。）

ロ　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金

ハ　独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金又は資金

ニ　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金

第一条の二第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、次のイからホまでに掲げる者からそれぞれイからホまでに定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次項第三号において同じ。）を受けたもの

イ　国立研究開発法人科学技術振興機構　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務のいずれかに該当する業務

ロ　独立行政法人日本学術振興会　独立行政法人日本学術振興会法第十五条第三号又は第四号に掲げる業務に該当する業務

ハ　第一号に掲げる者　法第十六条の二第一項第一号に定める業務

ニ　第二号に掲げる者　同号に規定する厚生労働省令で定める業務

ホ　前号に掲げる者　補助研究等

第一条の二第三項中「前項」を「第二項若しくは第三項又は前項」に改め、「手数料の」及び「当該」の下に「減額又は」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる者のいずれか」を「第一項各号に掲げる者のうち第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないもの」に改め、「法第十七条の二第一項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものである場合には、手数料の額から当該額の二分の一に相当する額（次項第一号において「二分の一相当額」という。）を減額する。

一　前項第二号に掲げる者

二　前項第三号に掲げる者のうち、厚生労働大臣が交付する補助金等又は当該補助金等を財源とした補助金等適正化法第二条第四項に規定する間接補助金等を充てて行う補助研究等以外の補助研究等を行うもの

三　前項第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる者（前号に掲げる者から委託を受けた者に限る。）

四　前項第五号に掲げる者のうち、第一号から前号までに掲げる者のいずれかに該当するものを構成員とする団体

3　前項各号に掲げる者に対して前項の規定による減額後の手数料の額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣が定めるところにより、当該減額後の手数料の額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の範囲内の額を減額することができる。

一　二分の一相当額

二　五十万円と、前条第一項及び第二項の規定により算定した手数料の額（その額が百万円に満たないときは、百万円）から百万円を控除した額に百分の五を乗じて得た額との合算額

4　第二項又は前項の規定により算定した手数料の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に次に掲げる者が匿名医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供の申出を行った場合における法第十七条の二第一項の規定により納付すべき手数料の額（以下「納付すべき手数料の額」という。）については、この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「新令」という。）第一条の二第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　法第十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金を充てて行うものに限る。）を行うもの

二　法第十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けたもの

三　前二号に掲げる者のみにより構成されている団体

3　この政令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者（新令第一条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。次項において同じ。）が納付すべき手数料の額については、新令第一条第一項中「第三号及び第四号に掲げる額」とあるのは、「第三号及び第四号に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額」とする。

4　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が納付すべき手数料の額については、新令第一条第一項中「第三号及び第四号に掲げる額」とあるのは、「第三号及び第四号に掲げる額を合算した額の四分の三に相当する額」とする。

5　前二項の規定により算定した手数料の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6　新令第一条の二第六項の規定は、附則第三項又は第四項の規定による手数料の減額を受けようとする者について準用する。

7　この政令の施行前に匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が納付すべき手数料の額については、新令第一条第一項並びに第一条の二第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十号

放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）附則第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日は、令和六年十月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂